川内港木材輸出促進補助金交付要綱（平成２１年かごしま川内貿易振興協会規程第１号）

（目的）

第１条　この要綱は、川内港における木材輸出を促進することで、将来の川内港の利用促進に資することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　川内港木材輸出促進補助金（以下「補助金」という。）は、川内港を利用して木材を輸出した企業（個人経営者を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。この場合において、当該企業が直接荷主とならない場合も、実質上の荷主であることが確認できれば、実質上の荷主を助成対象とすることができる。なお、川内港貿易補助金との重複受給はできないものとする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。ただし、補助金の限度額は予算の範囲内とし、１交付対象者１年度当たりコンテナ３０個までとする。

(1) コンテナ貨物　コンテナ１個当たり３万円とする。（２０フィートコンテナ、４０フィートコンテナに関わらず同額）

(2) 川内港木材輸出促進補助金の交付実績がない荷主については、当該年度に限りコンテナ１個当たり１万円を加算する。

(3) コンテナ貨物の木材のくん蒸を要する場合は、５０立方メートル以上のくん蒸１回当たり１５万円を加算する。ただし、１年度当たり３回を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、バラ積貨物にあっては、貨物１kg 当たり１円とし、１回当たり４５万円、１年度当たり２回を上限とする。バラ積貨物のくん蒸を要する場合は、５０立方メートル以上のくん蒸１回当たり１５万円を加算する。ただし、１年度当たり２回を上限とする。

３　前各項の規定にかかわらず、中華人民共和国江蘇省常熟市の常熟港に向けた木材の輸出に係る補助金の額は、会長が別に定めるものとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、直接又は海貨業者等を通じ予め補助金交付申請の仮予約（別記第１号様式）を行い、当該貨物の輸出を行った日から当該年度の末日までに、川内港木材輸出促進交付申請書（別記第２号様式。以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。ただし、当該年度の末日直前に当該貨物の輸出を行った荷主にあっては、当該貨物の輸出を行った日から１４日以内に申請書を提出しなければならない。

（交付決定）

第５条　会長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、川内港木材輸出促進補助金交付決定通知書（別記第３号様式。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

（不交付決定）

第６条　会長は、第４条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが不適当と認めたときは、川内港木材輸出促進補助金不交付決定通知書（別記第４号様式）により、当該申請者に通知する。

（補助金の返還）

第７条　会長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規程する義務に違反していると認めるときは、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定める事項のほか、補助金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則（平成２７年かごしま川内貿易振興協会規程第１号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則（平成２８年かごしま川内貿易振興協会規程第２号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則（平成３０年薩摩川内市貿易振興協会規程第２号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和３年薩摩川内市貿易振興協会規程第２号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年薩摩川内市貿易振興協会規程第１号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。